

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....（総務部総務課）	43
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事 の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正（2件）.....（漁港漁村課）	45
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	46
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	46
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	46
○建設業を営む者に対する監督処分.....（建設情報課）	47
道立緑ヶ丘病院告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	47
道収用委員会告示	
○土地収用法による審理の開始通知書の公示による通知（2件）.....	48
告 示	
北海道告示第45号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
平成20年1月29日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 入札に付する事項	
ア 調達をする特定役務の名称及び数量	北海道庁本庁舎清掃業務（8階から12階まで及び塔屋に限る。）一式
イ 調達をする特定役務の仕様等	入札説明書による。
ウ 契約期間	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
エ 履行場所	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎
(2) 入札に参加する者に必要な資格	

次のいずれにも該当すること。

ア 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 資本金の額が1,000万円以上及び清掃員を常時30人以上雇用していること。

エ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウからエまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成20年1月30日（水）から2月19日（火）まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所
北海道総務部総務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）1階5号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

イ 入 札 日 時 平成20年3月11日（火）午前10時（送付による場合は、平成20年3月10日（月）までに必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 1の(4)に同じ。

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>）においてダウンロードすることができます。

また、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、総務部総務課に申し込むこと。

(8) 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

(9) 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(10) そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道総務部総務課

(イ) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5019

(11) Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured : Cleaning of offices in the Hokkaido Government building (From 8th floor to 12th floor plus penthouse, inclusive)

B . Bid tendering date and time : 10:00 A. M., March 11, 2008
(If mailed, bids must arrive no later than March 10, 2008)

C . Contact point for notice : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government. Nisi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5019

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする特定役務の名称及び数量

(ア) 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで） 一式

(イ) 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで） 一式

(ウ) 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで） 一式

イ 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

エ 履 行 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 資本金の額が500万円以上及び清掃員を常時20人以上雇用していること。

エ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウからエまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成20年1月30日（水）から2月19日（火）まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

1の(4)に同じ。

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 1の(5)のアに同じ。

イ 入 札 日 時

(ア) 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで）

平成20年3月11日（火）午前10時30分（送付による場合は、平成20年3月10日（月）までに必着）

(イ) 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで）

平成20年3月11日（火）午前11時（送付による場合は、平成20年3月10日（月）

までに必着)

(ウ) 北海道庁別館庁舎清掃業務(9階から12階まで)

平成20年3月11日(火)午前11時30分(送付による場合は、平成20年3月10日(月)までに必着)

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 1の(4)に同じ。

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>)においてダウンロードすることができる。

また、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、総務部総務課に申し込むこと。

(8) 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

(9) 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(10) そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道総務部総務課

(イ) 所 在 地 1の(10)のイの(イ)に同じ。

(11) Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured:

a. Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 3rd floor to 5th floor, inclusive)

b. Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 6th floor to 8th floor, inclusive)

c. Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 9th floor to 12th floor, inclusive)

B. Bid tendering date and time:

a. 10:30 A. M., March 11, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than March 10, 2008)

b. 11:00 A. M., March 11, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than March 10, 2008)

c. 11:30 A. M., March 11, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than March 10, 2008)

C. Contact point for notice: Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government. Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone: 011-204-5019

北海道告示第46号

平成12年北海道告示第1311号(北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年1月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

美国漁港(積丹町)の項中「63メートル」を「44メートル」に、「15隻以内」を「14隻以内」に改める。

五勝手漁港(江差町)の項中「10隻以内」を「9隻以内」に改める。

北海道告示第47号

平成13年北海道告示第160号(北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年1月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

静浦(赤神地区)漁港(松前町)の項を削る。

北海道告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年1月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 増毛郡増毛町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第49号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成20年1月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡美瑛町・勇払郡占冠村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。
美瑛町・占冠村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）
- （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡美瑛町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡遠別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。

遠別町（次の図に示す部分に限る。）

（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。

平成20年1月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 所在が不分明な者
- 檜山郡江差町字田沢町711の1所在の森林について所有権を有する 角 田 トシエ
- 檜山郡江差町字豊川町241の1所在の森林について所有権を有する

桜庭 優、木幡 大 檜山郡江差町字豊川町241の2所在の森林について所有権を有する 鹿島 勇 檜山郡江差町字豊川町269所在の森林について所有権を有する 谷口 喬悦 檜山郡江差町字砂川48の1所在の森林について所有権を有する 表 健一 檜山郡江差町字砂川48の2所在の森林について所有権を有する 西村 ヤエ子 (2) 掲 示 場 所 江差町役場 (3) 通 知 の 要 旨 平成20年農林水産省告示第58号 2(1) 所在が不分明な者 雨竜郡北竜町字西川155の1所在の森林について所有権を有する 水野 順子 (2) 掲 示 場 所 北竜町役場 (3) 通 知 の 要 旨 平成19年農林水産省告示第1639号 北海道告示第51号 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。 平成20年1月29日 北海道知事 高橋 はるみ 1 処分をした年月日 平成20年1月11日 2 処分を受けた者 (1) 商号及び代表者の氏名 中山建設株式会社 中山 尚志 (2) 主たる営業所の所在地 余市町沢町1丁目15番地 (3) 建設業の許可の番号 (般・特-18)後第430号 3 処 分 の 内 容 (1) 営 業 停 止 の 範 囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部の停止 (2) 営 業 停 止 の 期 間 平成20年1月29日から2月2日までの5日間 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。	北海道立緑ヶ丘病院長 伊藤 勝三 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書、業務仕様書及び委託業務処理要領による。 (3) 契 約 期 間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 履 行 場 所 河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院庁舎 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 平成18年1月1日以降、資格審査を申請する日までに道から庁舎等清掃業務の受注実績がある場合、業務改善命令等（委託料の減額を含む。）を受けていないこと。 (4) 財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク制度による認定業者であること。 (5) 財団法人医療関連サービス振興会が指定する講習会を4年以内に受講した受託責任者を専任で配置できる者であること。 (6) (5)の受託責任者は、常時、緑ヶ丘病院からの連絡を受ける体制を完備し、連絡から1時間以内に現場で清掃に着手する者を指揮し、監督できる者であること。 (7) 医療関連サービスマーク制度要綱第14による損害保険に加入している者であること。 (8) 従業員のうち研修終了者の占める割合が80%以上であること。 (9) 電話交換業務の実務経験を1年以上有する者を2名以上配置できること。 (10) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、200床以上の規模を有する病院において、1年間以上清掃業務を誠実に履行した実績を有する者であること。 (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)から(11)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成20年1月29日から平成20年3月10日まで
--	---

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-0334 河東郡音更町緑が丘1番地
北海道立緑ヶ丘病院庶務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道立緑ヶ丘病院庶務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院2階研修室

(2) 入 札 日 時 平成20年3月21日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 最低価格の入札者を落札者とし不在の場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課

(2) 所 在 地 郵便番号 080-0334 河東郡音更町緑が丘1番地
電話番号 0155-42-3377

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured : Cleaning, laundry, and telephone exchange services in the Hokkaido Midorigaoka Hospital

B . Bid tendering date and time : 10:00 A. M., March 21, 2008

C . Contact : General Affairs Division, Hokkaido Midorigaoka Hospital, 1, Midorigaoka, Otofuke-cho, Kato-gun, Hokkaido, 080-0334 Japan

Phone : 0155-42-3377

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成20年2月18日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成20年1月29日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

1 書 類 の 名 称

審理の開始通知書（平成20年1月22日付け北収第324号北海道収用委員会会長通知）

2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番
不 明	別表に記載していない（亡）藤巻長吉 の判明していない法定相続人	北斗市矢不來371番（分筆前地番）

別 表

（亡）藤巻長吉の判明している法定相続人

氏 名	住 所
田 元 昭 子	札幌市手稲区前田4条4丁目1番13号
松 田 卓 也	札幌市中央区南18条西15丁目1番5号 伏見ハイツK-201号
山 内 英 博	札幌市西区西野7条5丁目1番8号
小 西 裕 子	札幌市北区太平9条6丁目5番16号
小 河 裕 子	千葉県柏市大津ヶ丘2丁目3番11
近 藤 か つ	札幌市中央区南12条西15丁目4番25-402号

星 山 富 子	根室市西浜町 7 丁目 100 番地
山 形 佐知子	札幌市豊平区平岸 2 条 8 丁目 5 番 62－601 号
能 瀬 敏 夫	千葉県柏市東中新宿 4 丁目 6 番 30 号
山 内 保	釧路市千歳町 1 番 20 号
山 内 衛	札幌市北区新琴似 3 条 5 丁目 2 番 10 号
杉 本 瑤 子	札幌市手稲区手稲本町 4 条 3 丁目 6 番 16 号 レジデンス 43－102 号
山 内 豊	千葉県船橋市習志野台 4 丁目 8 番 7－3 号
菅 野 昭	愛知県春日井市八幡町 137 番地
石 西 正 治	東京都渋谷区代々木 3 丁目 38 番 14－101 号
船 木 み き	埼玉県川口市大字東本郷 1382 番地の 1 マリリアネックス 103 号
吉 井 種 代	神奈川県横浜市緑区青砥町 299 番地 8
齋 藤 ヒロ子	新潟県新潟市北区松浜みなと 18 番 5 号
齋 藤 光 平	新潟県新潟市北区松浜みなと 18 番 5 号
齋 藤 和 平	新潟県新潟市中央区女池北 1 丁目 23 番 5 号
葛 城 繁 夫	神奈川県藤沢市大鋸 3 丁目 11 番 16 号
永 島 千枝子	神奈川県茅ヶ崎市共恵 1 丁目 13 番 39 号
奥 村 公 子	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 4745 番地 5
栗 林 安 吉	埼玉県川越市大字下新河岸 70 番地 65
栗 林 三 郎	埼玉県新座市栄一丁目 8 番 18 号
近 藤 利恵子	東京都西東京市緑町 3 丁目 5 番 20－201 号
葛 城 馨	神奈川県高座郡寒川町宮山 1282 番地 1
小 松 祥 子	神奈川県海老名市国分南四丁目 22 番 61 号
葛 城 明 彦	神奈川県高座郡寒川町宮山 1282 番地 1
鈴 木 啓 子	静岡県周智郡森町天宮 804 番地
土 戸 健 司	静岡県袋井市川会 242 番地
三 浦 雅 子	岩見沢市春日町 3 丁目 7 番 2 号
遠 藤 健	札幌市白石区南郷通 2 丁目北 1 番 12 号
阿 部 妙 子	千葉県柏市新富町 1 丁目 5 番 11 号

遠 藤 康	埼玉県春日部市増富 243 番地 98
齋 藤 英 子	札幌市豊平区月寒西 4 条 7 丁目 3 番 25－401 号
山 内 幹 男	札幌市豊平区月寒東 1 条 7 丁目 5 番 1－1104 号
吉 田 秀 雄	札幌市南区簾舞 3 条 3 丁目 4 番 15 号
山 内 京 子	江別市野幌若葉町 37 番地の 3
山 内 寛 人	札幌市清田区美しが丘 4 条 6 丁目 16 番 17 号
山 内 将 之	札幌市東区北 16 条東 15 丁目 1 番 1－405 号
喜 藤 初 恵	秋田県秋田市八橋大沼町 14 番 21 号
山 本 和 子	岩見沢市 12 条西 5 丁目 1 番地
若 林 武	札幌市東区北 12 条東 9 丁目 3 番 18－902 号
鶴 岡 怜 子	稚内市こまどり 4 丁目 6 番 1 号
菅 原 信 子	稚内市富岡 2 丁目 29 番 1 号
鹿 内 敏 子	稚内市ノシャップ 2 丁目 1 番 9 号
石 田 美 雪	稚内市港 3 丁目 4 番 7 号
木 村 忠 彦	稚内市栄 1 丁目 2 1 番 7 号
八 木 由 美	稚内市緑 4 丁目 6 番 2 7 号
若 林 雅 一	札幌市厚別区厚別西 2 条 5 丁目 6 番 10 号
若 林 和 紀	神奈川県川崎市麻生区片平 4 丁目 6 番 46 号
若 林 光 行	千葉県船橋市旭町 3 丁目 22 番 8 号

北海道収用委員会告示第 3 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成 20 年 2 月 18 日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成 20 年 1 月 29 日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

1 書 類 の 名 称

審理の開始通知書（平成 20 年 1 月 22 日付け北収第 324 号北海道収用委員会会長通知）

2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに使用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用しようとする土地 の 所 在 ・ 地 番
不明 ただし、戸籍の記録上の本籍 札幌市中央区南十五条西十丁目1240番地	山 内 誠 一	北斗市矢不來371番 （分筆前地番）

正 誤

○平成20年1月22日（第1942号）

北海道公安委員会告示第4号（風営適化法施行条例第4条第1項の規定に基づく営業時間の特例の日の指定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

31 右 28から32まで

誤

26、27、28	帯広氷まつり
6、7、8、9、10、11、12	さっぽろ雪まつり
8、9、10、11、12	旭川冬まつり

正

26、27、28	帯 広 氷 ま つ り
6、7、8、9、10、11、12	さ っ ぽ ろ 雪 ま つ り
8、9、10、11、12	旭 川 冬 ま つ り